

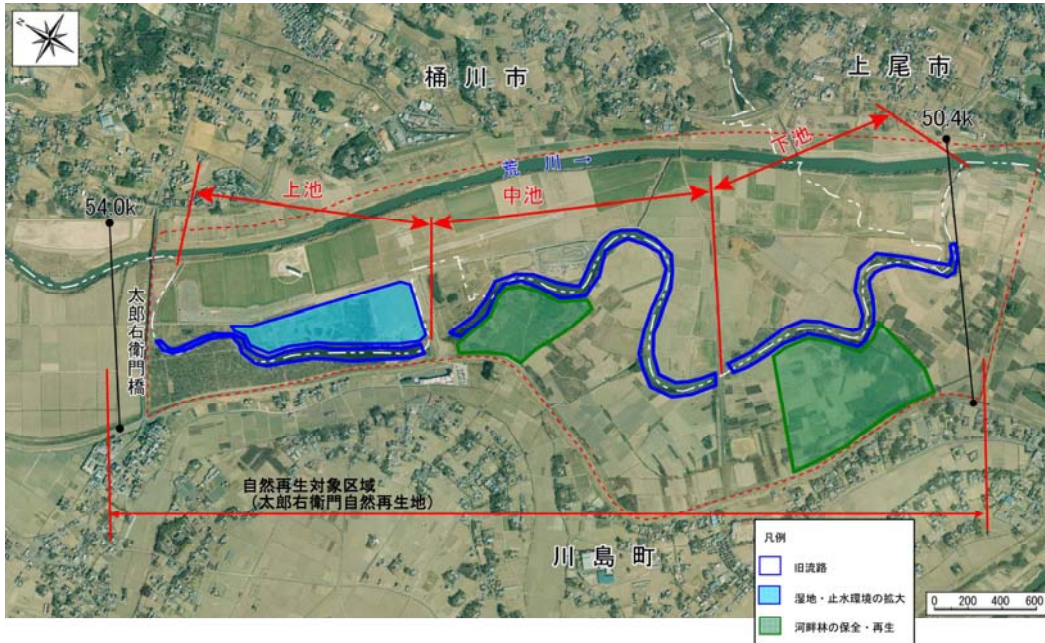
〈荒川太郎右衛門地区自然再生事業実施計画書の概要〉

1. 実施主体

国土交通省 荒川上流河川事務所

2. 自然再生の対象となる区域

荒川太郎右衛門地区自然再生全体構想の対象区域と同様とする。



3. 自然再生事業の実施内容

本実施計画では、公有地化した地域を活用し、以下のことを設定し取り組むものとする。

(1) 旧流路の保全・再生

- ・上池の開放水面の創出においては、呑み口の切り下げ及び上流側で、地下水の湧水を期待し、河床堆積物の掘削を行う。なお、下流側では希少種（エキサイゼリ、オナモミ）が確認されていることから、これらの希少種を保全する観点から環境の改変は行わないように現状の保全を図る。
- ・中池・下池については既に開放水面があることから、環境の改変は行わないこととし、モニタリングを行いながら保全を行っていく。

(2) 湿地及び止水環境の拡大

- ・上池周辺の高水敷では、地盤の切下げ等により、湿地及び止水環境の拡大を実施していく。

(3) 河畔林の保全・再生等

- ・高木・壮齢樹化しているハンノキ等の河畔林においては、間伐、下草刈り、盤下げ、移植等を行い、多様な樹齢の樹木が生育する河畔林を保全・再生する。
- ・中池の河畔林周辺部における外来植物の繁茂している箇所では、在来植物が生育可能な環境を整え、本来の在来植物の繁茂する環境を拡大・維持する。



(4) 維持管理・モニタリング及び環境学習等

- ・都心から 40 km圏内に位置するまとまった自然地であることを踏まえ、人と自然のふれあいに配慮した良好な自然地を形成していくように管理する。
- ・外来植物の刈り払いやゴミ拾い等の活動を実施するものとし、活動は、環境モニタリングの結果に応じて順応的に設定しながら、自然再生事業の取組みに参加される方々の協力を得て実施する。
- ・環境学習や自然体験プログラムを通して、上記のような活動を呼びかけ、参加者の意識を高める。
- ・管理作業の実施にあたっては保全調整会議(仮称)等を随時開催し、目的や手法等の認識を共有する。また、必要に応じて管理等における専門委員会を設置する。
- ・事業目標の達成状況はモニタリング調査結果を基に評価し、施策にフィードバックしていくものとする。



三ツ又沼における保全活動例



太郎右衛門自然再生地におけるゴミ拾い活動

(5) その他、将来実施する施策等に関する検討

荒川太郎右衛門自然再生地の全体構想の段階的な推進に向けて、本実施計画の施策の評価及び自然再生地全域の植生調査等必要な調査を実施しながら下記の検討を進める。

- ・湿地及び止水域環境の拡大等、将来に向けての施策検討。
- ・エコロジカル・ネットワークの形成、情報発信、地域の活性化等の周辺地域への広がり。